

# 人事委員会年報

平成30年度

令和元年6月

青森県人事委員会事務局



# 目 次

## <平成30年度事務事業の概要>

<b>第1 人事委員会</b>	1
1 人事委員会委員	1
2 人事委員会会議	1
(1) 平成30年度における会議の開催状況	1
(2) 総 括	5
3 条例案に対する意見	5
<b>第2 事務局</b>	7
1 職員名簿	7
2 平成30年度予算	8
<b>第3 任 用</b>	9
1 競争試験	9
(1) 採用試験	9
(2) 昇任選考考査	16
2 選 考	19
(1) 採用選考	19
(2) 選考試験	21
<b>第4 給 与</b>	23
1 平成30年職員の給与等に関する報告及び勧告（平成30年10月11日）	23
(1) 報告のむすび	23
(2) 勧 告	27
2 職員の給与制度の動き	28
<b>第5 勤務時間、休日及び休暇等</b>	32
<b>第6 審 査</b>	33
1 不利益処分の審査請求の審査	33
2 勤務条件に関する措置要求の審査	33
3 公務災害補償に関する審査	33
4 職員の苦情の処理	34
5 退職手当の支給制限等の処分に係る意見	34
<b>第7 労働基準監督機関の職権行使</b>	35
1 労働基準法別表第一の号別区分	35
2 事業所調査	35
3 その他の職権行使の状況	36
(1) 労働基準法関係	36
(2) 労働安全衛生法関係	37

<b>第8 職員団体等</b>	-----	38
1 職員団体の登録	-----	38
(1) 平成30年度における変更登録の状況	-----	38
(2) 平成30年度末における登録職員団体の状況	-----	38
2 管理職員等の範囲の指定	-----	42
(1) 県関係	-----	42
(2) 委託関係	-----	43
<b>第9 公平委員会事務の受託</b>	-----	45
1 市町村関係	-----	45
2 一部事務組合関係	-----	46
3 広域連合関係	-----	46
<b>第10 その他</b>	-----	47
1 年間の主な動き	-----	47
2 各種会議実施状況	-----	48
(1) 全国人事委員会連合会関係	-----	48
(2) 東北・北海道地区人事委員会協議会関係	-----	49
(3) 全国人事委員会事務局長会議	-----	52

# 第1 人事委員会

## 1 人事委員会委員

職名	氏名	生年月日	任期	常勤・非常勤の別	備考
委員長	熊地 貴志	昭和 31. 10. 21	平成 平成 29. 4. 1～33. 3. 31	非常勤	会社役員
委員 (委員長職務 代理者)	中山 陽子	昭和 30. 9. 26	平成 平成 30. 4. 1～34. 3. 31	非常勤	会社役員
委員	中林 弓子	昭和 56. 5. 23	平成 平成 27. 4. 1～31. 3. 31	非常勤	弁護士

## 2 人事委員会会議

### (1) 平成30年度における会議の開催状況

会議名	開催 年月日	議 題	公布、公示 年月日
第1回委員会	30. 4. 2	○ その他 1 委員長職務代理者の指定 2 平成30年度業務執行計画及び主な議決事項、協議事項等	
第2回委員会	30. 4. 27	○ 議 案 1 平成30年度青森県職員採用試験全体計画案 2 平成30年度青森県職員採用試験（大学卒業程度）実施計画案 3 平成30年度青森県職員採用試験（大学卒業程度・社会人枠）実施計画案 ○ 協 議 平成30年度青森県警察官採用試験（警察官A）実施計画案 ○ その他 1 平成30年度看護師共同採用試験について 2 平成30年職種別民間給与実態調査について	30. 5. 7 30. 5. 7
第3回委員会	30. 5. 9	○ 議 案 1 人事委員会規則14-0（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則案 2 不利益処分に関する審査請求について 3 不利益処分に関する審査請求の受理について 4 不利益処分についての審査請求の審査に関する事務の委任について ○ その他 1 平成29年度職員採用試験合格者の採用状況 2 青森県職員倫理条例に基づく贈与等報告書の送付について	30. 5. 18

会議名	開催年月日	議題	公布、公示年月日
第4回委員会	30. 5. 28	○ 議案 1 人事委員会規則7-67（管理職手当）の一部を改正する規則案 2 人事委員会規則12-6（職員の退職管理に関する規則）の一部を改正する規則案	30. 5. 30 30. 5. 30
第5回委員会	30. 6. 29	○ 議案 1 平成30年度青森県職員採用試験全体計画の一部変更案 2 平成30年度青森県職員採用試験（短期大学卒業程度及び高等学校卒業程度）実施計画案 3 人事委員会規則14-1（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則案 ○ 協議 平成30年度青森県警察官採用試験（警察官B）実施計画案	30. 7. 13 30. 7. 11
第6回委員会	30. 8. 16	○ 議案 1 平成30年度青森県職員採用試験（大学卒業程度）の合格者の決定及び採用候補者名簿の確定 2 平成30年度身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験実施計画案 ○ 報告 専決処分した事項（職員の採用選考）の報告 ○ 協議 人事委員会勧告に当たっての検討（第1回） ○ その他 平成30年（審）第1号事案について	30. 8. 27
第7回委員会	30. 9. 7	○ 議案 平成30年度青森県職員採用試験（大学卒業程度・社会人枠）の合格者の決定及び採用候補者名簿の確定 ○ 協議 人事委員会勧告に当たっての検討（第2回） ○ その他 平成30年度青森県職員採用試験（短期大学卒業程度及び高等学校卒業程度）の申込状況	
第8回委員会	30. 9. 14	○ 協議 人事委員会勧告に当たっての検討（第3回）	
第9回委員会	30. 9. 21	○ 議案 地方公務員法第5条第2項の規定による意見 ○ 協議 人事委員会勧告に当たっての検討（第4回）	
第10回委員会	30. 9. 28	○ 議案 1 職員の採用選考 2 警察官の採用選考 3 職員の給与等に関する報告及び勧告案	
第11回委員会	30. 10. 11	○ 議案 人事委員会規則7-67（管理職手当）の一部を改正する規則案	30. 10. 19

会議名	開催年月日	議題	公布、公示年月日
第12回委員会	30.11.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議案 平成30年度青森県職員採用試験（短期大学卒業程度及び高等学校卒業程度）の合格者の決定及び採用候補者名簿の確定</li> <li>○ その他 平成30年各都道府県人事委員会の報告及び勧告について</li> </ul>	
第13回委員会	30.11.21	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議案 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 人事委員会規則7-95（地域手当）の一部を改正する規則案</li> <li>2 地方公務員法第5条第2項の規定による意見</li> </ul> </li> </ul>	30.11.30
第14回委員会	30.12.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議案 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 人事委員会規則7-206（平成30年改正条例の施行に伴う平成27年改正条例附則第4項から第6項までの規定による給料の特例）案</li> <li>2 人事委員会規則7-39（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則案</li> <li>3 人事委員会規則7-62（初任給調整手当）の一部を改正する規則案</li> <li>4 人事委員会規則7-65（宿日直手当）の一部を改正する規則案</li> <li>5 人事委員会規則7-80（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則案</li> </ul> </li> <li>○ 報告 専決処分した事項（平成30年度身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験（2回目）実施計画）の報告</li> <li>○ その他 平成30年度身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験実施状況</li> </ul>	30.12.14 30.12.14 30.12.14 30.12.14 30.12.14
第15回委員会	31.1.30	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議案 任期付職員の任期の更新の承認</li> <li>○ 協議 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 平成31年度職員採用試験の日程（案）</li> <li>2 平成30年（審）第1号事案（停職処分取消請求）の協議（第1回）</li> </ul> </li> <li>○ その他 青森県職員倫理条例に基づく贈与等報告書の送付について</li> </ul>	
第16回委員会	31.2.21	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議案 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 警察官の採用選考</li> <li>2 職員の採用選考</li> <li>3 勤務延長の期限の延長承認（知事部局）</li> <li>4 勤務延長の期限の延長承認（警察本部）</li> <li>5 地方公務員法第5条第2項の規定による意見</li> <li>6 平成30年（審）第1号事案（停職処分取消請求）の審査打切りについて</li> </ul> </li> <li>○ 協議 平成30年（審）第1号事案（停職処分取消請求）の協議（第2回）</li> <li>○ その他 平成31年度東北・北海道地区人事委員会協議会委員・事務局長合同会議の開催について</li> </ul>	

会議名	開催年月日	議題	公布、公示年月日
第17回委員会	31. 3. 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議案</li> <li>1 人事委員会事務局職員の任免（総括主幹以上）</li> <li>2 職員の採用選考及び給料表の適用の承認（知事部局）</li> <li>3 職員の採用選考（教育委員会）</li> <li>4 一般任期付職員の採用等の承認</li> <li>○ その他</li> <li>平成30年度身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験（2回目）実施状況</li> </ul>	
第18回委員会	31. 3. 15	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議案</li> <li>1 人事委員会規則1-2（現行規則の廃止）の一部を改正する規則案</li> <li>2 人事委員会規則6-18（公益的法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則案</li> <li>3 人事委員会規則7-3（県税事務手当）の一部を改正する規則案</li> <li>4 人事委員会規則7-10（学校職員の特殊勤務手当）の一部を改正する規則案</li> <li>5 人事委員会規則7-51（へき地手当等）の一部を改正する規則案</li> <li>6 人事委員会規則7-111（特勤手当等）の一部を改正する規則案</li> </ul>	<p>31. 3. 22</p>
第19回委員会	31. 3. 28	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議案</li> <li>1 職員の採用選考（知事部局）</li> <li>2 職員の採用選考（病院局）</li> <li>3 一般任期付職員の採用等の承認</li> <li>4 人事委員会規則2-31（人事委員会事務専決代決規則）の一部を改正する規則案</li> <li>5 人事委員会規則6-15（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則案</li> <li>6 人事委員会規則7-39（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則案</li> <li>7 人事委員会規則7-67（管理職手当）の一部を改正する規則案</li> <li>8 人事委員会規則12-6（職員の退職管理に関する規則）の一部を改正する規則案</li> <li>9 人事委員会規則13-8（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則案</li> <li>10 人事委員会規則7-0（給料等の支給）及び人事委員会規則7-80（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則案</li> <li>11 職務に専念する義務の特例の承認</li> <li>12 不利益処分に関する審査請求の裁決（案）</li> </ul>	<p>31. 3. 29</p>

## (2) 総括

開催回数		議案								議案以外					合	
定例会	臨時会	規則制定・改廃	通知制定・改廃	各種試験関係	職員団体関係	不服申立て関係	各種承認関係	条例案に対する意見	その他	小計	審理	報告	協議	その他	小計	計
19		24		9		5	6	3	10	57		2	9	13	24	81

## 3 条例案に対する意見

意見提出年月日	議案番号	件名	意見
30. 9. 25	第295回定例会(平成30年9月)議案第7号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	本条例案は、農薬取締法の改正に伴う所要の整理を行うものであり、適当であると考え
30. 11. 21	第296回定例会(平成30年11月)議案第10号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案	本条例案は、平成30年10月11日に本委員会が議会及び知事に対して行った職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、職員の給料月額並びに初任給調整手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の額等を改定するものであり、適当であると考え
31. 2. 21	第297回定例会(平成31年2月)議案第19号	地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案	本条例案は、地方公務員法の改正に伴う所要の整備を行うものであり、適当であると考え
31. 2. 21	第297回定例会(平成31年2月)議案第22号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案	本条例案は、原則として、職員に一定の時間の範囲を超えて時間外勤務をさせてはならないこととする等のものであり、適当であると考え
31. 2. 21	第297回定例会(平成31年2月)議案第23号	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例案	本条例案は、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員の給与に関する事項を定める等のものであり、適当であると考え
31. 2. 21	第297回定例会(平成31年2月)議案第24号	職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例案	本条例案は、学校教育法の改正に伴う所要の整理を行うものであり、適当であると考え
31. 2. 21	第297回定例会(平成31年2月)議案第25号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	本条例案は、学校職員の特殊勤務手当のうち、障害のある幼児、児童又は生徒に対する授業又は指導に従事する場合に支給するものの支給範囲を拡大するものであり、適当であると考え
31. 2. 21	第297回定例会	職員等の旅費に関する	本条例案は、地方公務員法及び地方自治法

(平成31年 2月) 議案第26号	条例の一部を改正する 条例案	の改正に伴い会計年度任用職員のうち勤務時間が常勤の職員より短い時間であるものの費用弁償に関し必要な基準を定め、その他所要の整備を行うものであり、適当であると考え
----------------------	-------------------	--

## 第 2 事 務 局

### 1 職 員 名 簿

課・グループ名	職 名	氏 名	備 考	
事 務 局 長		小笠原 博	3 1 . 3 . 3 1 出向 (東青地域県民局長)	
職 員 課	課 長	川 村 康 昭		
	総務・任用グループ	副 参 事	森 田 誠	(グループマネージャー)
		主 幹	中 川 博 行	(サブマネージャー) 3 1 . 3 . 3 1 出向 (健康福祉政策課主幹)
		主 幹	古 川 香 織	
		主 査	嘉 山 友 子	
		主 査	相 馬 智 司	
	給与・審査グループ	副 参 事	棟 方 寿 久	(グループマネージャー)
		総 括 主 幹	鶴 谷 卓 司	(サブマネージャー)
		総 括 主 幹	佐々木 克 剛	(サブマネージャー)
		主 幹	吉 崎 希	3 1 . 3 . 3 1 出向 (財務指導課主幹)
		主 査	油 野 陽 子	
		主 事	石 井 秀 平	
		主 事	木 村 史 乃	3 1 . 3 . 3 1 出向 (農村整備課主事)
	主 事	小笠原 裕 章		

## 2 平成30年度予算

### 歳入

(単位：千円)

科 目	予 算 額			説 明
	当 初	補 正	計	
14 款 諸収入	592	11	603	「地方公共団体と青森県との間の公平委員会の 事務委託に関する規約」による委託費 年額 13 × 10 ( 市 ) =130 10 × 30 (町 村) =300 6 × 27 (一部事務組合等) =162 定額分 67 団体 592 ----- 審査実績分 11 ----- 合計 603
4 項 受託事業収入	592	11	603	
1 目 総務受託事業収入	592	11	603	
2 節 人事委員会費	592	11	603	
市町村公平 委員会事務	592	11	603	

### 歳出

(単位：千円)

科 目	予 算 額			説 明
	当 初	補 正	計	
2 款 総務費				
9 項 人事委員会費	152,583	△ 10,164	142,419	
1 目 委員会費	24,594	△ 3,566	21,028	(1) 管理費 8,424
1 節 報酬	5,868	△ 690	5,178	(2) 職員費 1,306
8 節 旅費	285	△ 117	168	(3) 試験費 11,298
9 節 旅費	5,705	△ 1,395	4,310	
10 節 交際費	19		19	
11 節 需用費	4,629	△ 317	4,312	
12 節 役務費	1,731	△ 654	1,077	
13 節 委託料	1,921		1,921	
14 節 使用料及び 賃借料	1,236	△ 73	1,163	
18 節 備品購入費	915	△ 100	815	
19 節 負担金補助 及び交付金	2,285	△ 220	2,065	
2 目 事務局費	127,989	△ 6,598	121,391	
2 節 給料	62,536	△ 3,431	59,105	(1) 事務費 2,074
3 節 職員手当等	38,101	△ 1,278	36,823	(2) 人件費 119,317
4 節 共済費	21,929	△ 1,442	20,487	
7 節 賃金	2,942	△ 40	2,902	
10 節 交際費	18		18	
11 節 需用費	2,061	△ 207	1,854	
12 節 役務費	150		150	
14 節 使用料及び 賃借料	252	△ 200	52	

# 第 3 任 用

## 1 競争試験

職員の採用は、原則として競争試験によることとされており（地方公務員法第17条の2第1項）、本委員会では、毎年度採用試験を実施している。

### (1) 採用試験

平成30年度の職員採用試験及び警察官採用試験の実施状況は、次のとおりである。

なお、警察官採用試験の実施については、警察本部長に委任している。

職員採用試験の申込者数については、大学卒業程度は前年度比0.9%減、大学卒業程度（社会人枠）は前年度比26.5%減、短大卒業程度は前年度と同じ、高校卒業程度は前年度比6.1%減となった。

警察官採用試験の申込者数については、警察官Aは前年度比で男性は25.2%減、女性は前年度比で17.3%減、警察官Bは前年度比で男性は21.3%減、女性は1.0%増となった。

試験の種類	申込者数	第1次試験		第2次試験		受験倍率	採用人員	
		受験者数	合格者数	受験者数	合格者数			
大卒程度	531 (536)	427 (440)	224 (264)	211 (248)	119 (142)	3.6 (3.1)	107 (128)	
大卒程度 (社会人枠)	136 (185)	97 (139)	26 (32)	24 (31)	8 (9)	12.1 (15.4)	6 (7)	
短大卒程度	19 (19)	19 (17)	8 (5)	7 (5)	2 (1)	9.5 (17.0)	2 (1)	
高卒程度	214 (228)	208 (216)	90 (100)	89 (93)	42 (43)	5.0 (5.0)	34 (35)	
警察官 試験	警察官A (男性)	225 (301)	167 (220)	127 (168)	117 (126)	43 (50)	3.9 (4.4)	35 (40)
	警察官A (女性)	67 (81)	45 (46)	29 (35)	25 (25)	10 (12)	4.5 (3.8)	6 (8)
	警察官A (武道指導/柔道)	2 (2)	2 (2)	2 (1)	2 (1)	1 (1)	2.0 (2.0)	1 (1)
	警察官A (武道指導/剣道)	0 (1)	- (1)	- (0)	- (0)	- (0)	- (-)	- (0)
	警察官B (男性)	307 (390)	247 (321)	163 (210)	143 (188)	41 (34)	6.0 (9.4)	35 (25)
	警察官B (女性)	104 (103)	86 (76)	40 (56)	38 (49)	10 (12)	8.6 (6.3)	9 (11)
合計	1,605 (1,846)	1,298 (1,478)	709 (871)	656 (766)	276 (304)	4.7 (4.9)	235 (256)	

(注) 1 ( )内は、平成29年度の実施状況である。

2 受験倍率は  $\frac{\text{受験者数}}{\text{第2次試験の合格者数}}$  である。

ア 日程等

試験の種類	公告日	申込受付期間	試験日(合格発表日)		試験会場	採用候補者名簿 確定年月日
			第1次試験	第2次試験		
大卒程度	30. 5. 7	30. 5. 7 ～30. 5. 25	30. 6. 24 (30. 7. 4)	30. 7. 23 ～30 (30. 8. 17)	第1次 青森高校 明治大学リバテ ィタワー 第2次 自治研修所	30. 8. 16
大卒程度 (社会人枠)	30. 5. 7	30. 5. 7 ～30. 5. 25	30. 6. 24 (30. 7. 13)	30. 8. 26 (30. 9. 11)	第1次 青森高校 明治大学リバテ ィタワー 第2次 自治研修所	30. 9. 7
短大卒程 度	30. 7. 13	30. 8. 6 ～30. 8. 31	30. 9. 23 (30. 10. 5)	30. 10. 23 ～26 (30. 11. 9)	第1次 青森工業高校 弘前中央高校 八戸工業高校 第2次 青森県総合社会 教育センター	30. 11. 7
高卒程度						
警察官A 試験	30. 5. 7	30. 5. 7 ～30. 6. 15	30. 7. 8 (30. 7. 13)	30. 8. 16 ～18 (30. 8. 31)	第1次 警察学校 弘前工業高校 八戸市 福祉公民館 第2次 警察学校	30. 8. 31
警察官B 試験	30. 7. 13	30. 7. 13 ～30. 8. 31	30. 9. 23 (30. 9. 28)	30. 11. 8 ～10 (30. 11. 30)	第1次 青森工業高校 弘前中央高校 八戸工業高校 第2次 警察学校	30. 11. 30

イ 受験資格及び試験の方法

試験の種類	受験資格 [31. 4. 1現在の年齢]	試験の方法		
		第1次試験	第2次試験	その他
大卒程度	次のいずれかに該当する者 ① 平成元年4月2日から 平成9年4月1日までに 生まれた者 [22歳以上29歳以下] ② 平成9年4月2日以降 に生まれた者で大学卒又 は大学卒見込みの者 [21歳以下]	1 教養試験(保健師を除く) 択一式 40題 (2時間) 2 専門試験 択一式 40題 (2時間)	筆記試験 1 論文試験 1題(1時間) 2 適性検査 面接試験 〔グループワーク 個別面接〕	

試験の種類	受験資格 [31. 4. 1現在の年齢]	試験の方法		
		第1次試験	第2次試験	その他
大卒程度 (社会人枠)	昭和34年4月2日以降に生まれた者 [59歳以下]	1 教養試験 (行政のみ) 択一式 40題 (2時間) 2 専門試験 (行政以外) 択一式 40題 (2時間) 3 アピールシート試験 〔職務経歴シート アピールシート (1時間)	筆記試験 1 論文試験 1題 (1時間) 2 適性検査 面接試験 個別面接	
短大卒程度	平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者 [20歳以上27歳以下]	1 教養試験 択一式 40題 (2時間) 2 専門試験 (栄養士・司書・総合 土木) 択一式 40題 (2時間)  (林業) 記述式 8題 (2時間)	筆記試験 1 論(作)文試験 1題 (1時間) 2 適性検査 面接試験 〔グループワーク 個別面接	
高卒程度	平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者 [18歳以上21歳以下]			
警察官A試験	昭和61年4月2日以降に生まれた者で大学卒又は大学卒見込みの者 [32歳以下]	1 教養試験 択一式 50題 警察官A試験 －2時間30分 警察官B試験 －2時間	1 論(作)文試験 1題 (1時間) 2 面接試験 〔集団面接 個別面接	
警察官B試験	昭和61年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者(警察官Aの受験資格を有する者を除く。) [18歳以上32歳以下]	2 実技試験 (警察官A(武道指導)) 3 適性検査	3 適性検査 4 体力検査 持久力、瞬発力及び筋力 5 身体検査	

ウ 実施状況

試験の種類	試験職種	採用予定人員	申込者(A)	第1次試験			第2次試験		申込倍率(A/C)	受験倍率(B/C)	計	採用者							
				受験者(B)	受験率(B/A)	合格者	受験者	合格者(C)				知事部局	病院局	警察本部	教育委員会	小中学校	各種委員会		
大卒程度	行政	55	335	266	79.4	112	106	55	6.1	4.8	49	40			9				
	警察行政	4	28	25	89.3	8	8	4	7.0	6.3	4			4					
	化学	5	15	13	86.7	10	10	5	3.0	2.6	4	4							
	心理	1	5	4	80.0	3	1	1	5.0	4.0	1	1							
	福祉	10	25	23	92.0	20	20	10	2.5	2.3	10	10							
	保健師	2	11	11	100.0	5	5	2	5.5	5.5	2	2							
	農学	5	24	18	75.0	10	8	5	4.8	3.6	4	4							
	畜産	3	8	5	62.5	5	5	3	2.7	1.7	3	3							
	林業	3	2	2	100.0	2	2	1	2.0	2.0	1	1							
	水産	3	8	6	75.0	6	6	3	2.7	2.0	3	3							
	総合土木	26	56	46	82.1	37	35	26	2.2	1.8	23	23							
	建築	3	4	4	100.0	3	2	2	2.0	2.0	2	2							
	機械	2	3	1	33.3	1	1	1	3.0	1.0									
	電気	2	7	3	42.9	2	2	1	7.0	3.0	1	1							
計		124	531	427	80.4	224	211	119	4.5	3.6	107	94		4	9				
大卒程度 (社会人枠)	行政	3	109	78	71.6	14	13	3	36.3	26.0	2	2							
	農学	1	6	5	83.3	4	3	1	6.0	5.0	1	1							
	総合土木	4	21	14	66.7	8	8	4	5.3	3.5	3	3							
計		8	136	97	71.3	26	24	8	17.0	12.1	6	6							
短大卒程度	栄養士	1	11	11	100.0	4	3	1	11.0	11.0	1				1				
	司書	1	8	8	100.0	4	4	1	8.0	8.0	1				1				
計		2	19	19	100.0	8	7	2	9.5	9.5	2				2				
高卒程度	一般事務	4	56	53	94.6	9	9	4	5.3	5.2	1	1							
	教育事務	30	121	119	98.3	64	63	30			25				25				
	警察事務	4	25	25	100.0	8	8	4			4			4					
	林業	1	3	3	100.0	3	3	1			3.0	3.0	1	1					
	総合土木	3	9	8	88.9	6	6	3			3.0	2.7	3	3					
計		42	214	208	97.2	90	89	42	5.1	5.0	34	5		4	25				
警察官試験	警察官A(男性)	42	225	167	74.2	127	117	43	5.2	3.9	35			35					
	警察官A(女性)	9	67	45	67.2	29	25	10	6.7	4.5	6			6					
	警察官A(武道指導(柔道))	2	2	2	100.0	2	2	1	2.0	2.0	1			1					
	警察官A(武道指導(剣道))	2			-				-	-									
	警察官B(男性)	25	307	247	80.5	163	143	41	7.5	6.0	35			35					
	警察官B(女性)	5	104	86	82.7	40	38	10	10.4	8.6	9			9					
計		85	705	547	77.6	361	325	105	6.7	5.2	86			86					
合計		261	1,605	1,298	80.9	709	656	276	5.8	4.7	235	105		94	36				

- (注) 1. 「教育委員会」欄には、教育委員会、県立学校及び学校以外の教育機関に係る人員を記載した。  
2. 「小中学校」欄には、市町村立小・中学校に係る人員を記載した。  
3. 高校卒業程度の試験職種「一般事務」「教育事務」及び「警察事務」については、これらの試験職種の範囲内で第3志望まで選択させたものである。

エ 参考（学歴別、男女別の申込者数、受験者数及び合格者数調）

試験の種類	試験職種	性別	大学院			大学			短大			高校			中学			合計		
			申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格
大卒程度	行政	男	6	4	1	193	155	25	2	1		11	8	1				212	168	27
		女	3	3	1	112	90	27	3	2		5	3					123	98	28
		計	9	7	2	305	245	52	5	3		16	11	1				335	266	55
	警察行政	男	1			7	7	2				2	2					10	9	2
		女				16	14	2	1	1		1	1					18	16	2
		計	1			23	21	4	1	1		3	3					28	25	4
	化学	男	3	2	1	5	5	3				2	2					10	9	4
		女	1			4	4	1										5	4	1
		計	4	2	1	9	9	4				2	2					15	13	5
	心理	男				1	1											1	1	
		女				4	3	1										4	3	1
		計				5	4	1										5	4	1
	福祉	男				12	12	4	1	1								13	13	4
		女				12	10	6										12	10	6
		計				24	22	10	1	1								25	23	10
	保健師	男				1	1											1	1	
		女				9	9	2	1	1								10	10	2
		計				10	10	2	1	1								11	11	2
農学	男	4	3	2	9	7	1				1						14	10	3	
	女	2	2	1	8	6	1										10	8	2	
	計	6	5	3	17	13	2				1						24	18	5	
畜産	男				1												1			
	女				7	5	3										7	5	3	
	計				8	5	3										8	5	3	
林業	男				2	2	1										2	2	1	
	女																			
	計				2	2	1										2	2	1	
水産	男	3	2	1	3	3	1										6	5	2	
	女	1	1	1	1												2	1	1	
	計	4	3	2	4	3	1										8	6	3	
総合土木	男	2	1		40	33	20				5	5	2				47	39	22	
	女				7	5	2	2	2	2							9	7	4	
	計	2	1		47	38	22	2	2	2	5	5	2				56	46	26	
建築	男	1	1	1	2	2	1										3	3	2	
	女	1	1														1	1		
	計	2	2	1	2	2	1										4	4	2	
機械	男				2												2			
	女				1	1	1										1	1	1	
	計				3	1	1										3	1	1	
電気	男				6	2	1										6	2	1	
	女				1	1											1	1		
	計				7	3	1										7	3	1	
計	男	20	13	6	284	230	59	3	2		21	17	3				328	262	68	
	女	8	7	3	182	148	46	7	6	2	6	4					203	165	51	
	計	28	20	9	466	378	105	10	8	2	27	21	3				531	427	119	

試験の種類	試験職種	性 別	大学院			大学			短大			高校			中学			合計		
			申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格
			男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
大卒程度 (社会人枠)	行政	男	7	5	1	45	34	2	6	4		9	3		1			68	46	3
		女	1	1		26	22		10	7		4	2					41	32	
		計	8	6	1	71	56	2	16	11		13	5		1			109	78	3
	化学	男																		
		女																		
		計																		
	福祉	男																		
		女																		
		計																		
	農学	男	2	1								1	1					3	2	
		女				1	1		2	2	1							3	3	1
		計	2	1		1	1		2	2	1	1	1					6	5	1
総合土木	男	2	2		10	6	1	3	3	1	6	3	2				21	14	4	
	女																			
	計	2	2		10	6	1	3	3	1	6	3	2				21	14	4	
計	男	11	8	1	55	40	3	9	7	1	16	7	2	1			92	62	7	
	女	1	1		27	23		12	9	1	4	2					44	35	1	
	計	12	9	1	82	63	3	21	16	2	20	9	2	1			136	97	8	
短大卒程度	栄養士	男																		
		女	2	2	1	5	5		4	4								11	11	1
		計	2	2	1	5	5		4	4								11	11	1
	司書	男				1	1											1	1	
		女				5	5	1	2	2								7	7	1
	計				6	6	1	2	2								8	8	1	
計	男				1	1											1	1		
	女	2	2	1	10	10	1	6	6								18	18	2	
	計	2	2	1	11	11	1	6	6								19	19	2	
高卒程度	一般事務	男							6	6		22	20	2			28	26	2	
		女							7	7	1	21	20	1			28	27	2	
		計							13	13	1	43	40	3			56	53	4	
	教育事務	男							12	12		47	46	8				59	58	8
		女							6	5	3	56	56	19				62	61	22
		計							18	17	3	103	102	27				121	119	30
	警察事務	男							3	3	1	1	1					4	4	1
		女							3	3		18	18	3				21	21	3
		計							6	6	1	19	19	3				25	25	4
	林業	男										3	3	1				3	3	1
		女																		
		計										3	3	1				3	3	1
	総合土木	男							1	1		6	6	2				7	7	2
		女							2	1	1							2	1	1
		計							3	2	1	6	6	2				9	8	3
	計	男							22	22	1	79	76	13				101	98	14
		女							18	16	5	95	94	23				113	110	28
		計							40	38	6	174	170	36				214	208	42

試験の種類	試験職種	性別	大学院			大学			短大			高校			中学			合計			
			申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	
警察官試験	警察官A (男性)	男	2	2	1	223	165	42										225	167	43	
	警察官A (女性)	女	1	1		66	44	10										67	45	10	
	警察官A (派遣指導(英語))	男				2	2	1											2	2	1
		女																			
	警察官A (派遣指導(英語))	男																			
		女																			
	警察官B (男性)	男							60	41		245	204	41	2	2		307	247	41	
	警察官B (女性)	女							11	4		93	82	10				104	86	10	
	計	男	2	2	1	225	167	43	60	41		245	204	41	2	2		534	416	85	
		女	1	1		66	44	10	11	4		93	82	10				171	131	20	
計		3	3	1	291	211	53	71	45		338	286	51	2	2		705	547	105		
合計	男	33	23	8	565	438	105	94	72	2	361	304	59	3	2		1,056	839	174		
	女	12	11	4	285	225	57	54	41	8	198	182	33				549	459	102		
	計	45	34	12	850	663	162	148	113	10	559	486	92	3	2		1,605	1,298	276		

(2) 昇任選考考査

警察官の階級警部以下への昇任については、昇任選考考査を行っており、平成30年度の実施状況は、次のとおりである。

なお、昇任選考考査の実施については、警察本部長に委任している。

ア 日程等

昇任させる階級	考査の種類	選考考査実施日			合格発表日	考査会場	
		予備試験	第1次試験	第2次試験			
			受験者選抜	筆記面接試験			
警部	一般	30. 6. 21	30. 7. 5	30. 7. 31	30. 8. 8	予備 警察本部、警察学校、青森、八戸、弘前、十和田、むつの各警察署 第1次 警察本部、警察学校、青森、八戸、弘前、十和田、むつの各警察署 第2次 警察本部、警察学校	
	選抜	実施しない	/		30. 12. 14	警察本部	
	選考		31. 1. 8		31. 1. 10		
警部補	一般	30. 4. 20	30. 5. 11	30. 6. 14	30. 6. 25	予備 警察本部、警察学校、青森、八戸、弘前、五所川原、青森南、三沢、むつ、野辺地、三戸の各警察署 第1次 警察学校、青森、八戸、弘前、三沢、むつの各警察署、東北管区警察学校、警視庁 第2次 警察本部、警察学校	
	選抜	実施しない	/		30. 12. 14	警察本部	
	選考		31. 1. 8		31. 1. 10		
巡査長	一般	30. 4. 20	30. 5. 10	30. 6. 13	30. 6. 25	予備 警察本部、警察学校、青森、八戸、弘前、五所川原、青森南、三沢、むつ、野辺地、三戸の各警察署 第1次 警察学校、青森、八戸、弘前、五所川原、三沢、むつの各警察署、千葉県警察（空港警備隊） 第2次 警察本部、警察学校	
	選抜	/		/		/	
	選考	実施しない	31. 1. 8		31. 1. 10	警察本部	

イ 実施状況

昇任 させる 階級	考査 の 種類	申込者 (選抜及び選考は、 所属長推薦者)	予備試験		第1次試験		第2次試験		筆記口述試験		競争率	昇任者
			受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者		
警部	一般	268 (24)	243	82	105 (24)	27 (12)	27 (12)	18 (7)	—————		14.8	18
	選抜	25	実施しない						5	5	5.0	5
	選考	48	実施しない						/		/	/
警部補	一般	411 (30)	378	88	118 (30)	57 (22)	57 (22)	38 (12)	—————		10.7	38
	選抜	2	実施しない						1	1	2.0	1
	選考	48	実施しない						4	4	12.0	4
巡査 部長	一般	627 (42)	583	107	149 (42)	68 (16)	68 (16)	54 (10)	—————		11.6	53
	選抜	/	/						/	/	/	/
	選考	25	/						3	3	8.3	2

(注) 1 ( )内は、予備試験免除者で内数である。

2 競争率は、 $\frac{\text{受験者（又は所属長推薦者）}}{\text{第2次試験合格者（又は筆記口述試験合格者）}}$  である。

3 「一般」の競争率算出における受験者数は、予備試験受験者に予備試験免除者を加えたものである。

ウ 受験資格及び考査の方法

昇任 させる 階級	考査の 種類	受 考 資 格	考 査 の 方 法		
			予備試験	第1次試験	第2次試験
				(筆記面接試験)	
警 部	一 般	警部補として4年以上の在級年数を有する者	筆記試験 択一式 50問	筆記試験 7科目	面接試験 術科試験 実務能力試験
	選 抜	警部補として4年以上の在級年数を有し、かつ、勤務成績が優秀で、専門的実務能力が極めて高い者のうちから本部昇任管理委員会が決定した者	実施しない	実施しない	
	選 考	警部補として10年以上の在級年数を有し、かつ、年齢が55歳以上で、勤務成績が優良な精勤者のうちから本部昇任管理委員会が決定した者	実施しない	筆記試験（1科目） 及び面接試験	
警部補	一 般	巡査部長として4年（大卒者は2年、短大卒者は3年）以上の在級年数を有する者	筆記試験 択一式 50問	筆記試験 6科目	面接試験 術科試験
	選 抜	巡査部長として4年以上の在級年数を有し、かつ、勤務成績が優秀で、専門的実務能力が極めて高い者のうちから本部昇任管理委員会が決定した者	実施しない	実施しない	
	選 考	巡査部長として10年以上の在級年数を有し、かつ、年齢が50歳以上で、勤務成績が優良な精勤者のうちから本部昇任管理委員会が決定した者	実施しない	筆記試験（1科目） 及び面接試験	
巡 査 部 長	一 般	巡査として4年（大卒者は2年、短大卒者は3年）以上の在級年数を有する者	筆記試験 択一式 50問	筆記試験 6科目	面接試験 術科試験
	選 抜	巡査として4年以上の在級年数を有し、かつ、勤務成績が優秀で、専門的実務能力が極めて高い者のうちから本部昇任管理委員会が決定した者	実施しない	実施しない	
	選 考	巡査として14年以上の在級年数を有し、かつ、年齢が36歳以上で、勤務成績が優良な精勤者のうちから本部昇任管理委員会が決定した者	実施しない	筆記試験（1科目） 及び面接試験	

## 2 選 考

競争試験によることが不相当であると認められる職への採用又は昇任は、選考によることができることとされており（地方公務員法第17条の2）、本委員会は、法令に定める資格、免許及び本委員会が必要と認める経歴等の基準により選考を実施している。

### (1) 採 用 選 考

平成30年度に実施した採用選考の状況は、次のとおりである。

ア 適用根拠規定（人事委員会規則6-15第33条各号）別状況

規 定	部 局	知 事 部 局	病 院 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	各 種 委 員 会	計
第1号	役付の職	人 2	人	人 4	人 1	人	人 7
第2号	警察官の階級巡査部長以上の職				24		24
第3号	人事委員会を置く他の地方公共団体又は国の試験又は選考に合格した者をもって補充しようとする職で、当該試験又は選考に係る職と職務の複雑と責任の度が同等以下と人事委員会が認めるもの						
第4号	人事委員会を置く他の地方公共団体又は国に現に正式に任用されている者又はかつて正式に任用されていた者をもって補充しようとする職で、その者が現に任用されている職又はかつて任用されていた職と職務の複雑と責任の度が同等以下と人事委員会が認めるもの	7					7
第5号	かつて職員であった者をもって補充しようとする職で、その者がかつて任用されていた職と職務の複雑と責任の度が同等以下と人事委員会が認めるもの	2	2		6		10
第6号	試験を行っても十分な競争者が得られないと人事委員会が認める職又は職務と責任の特殊性により職務の遂行能力について順位の判定が困難であると人事委員会が認める職	11	103				114
第7号	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第110号)法第6条第1項又は第18条第1項の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職						
第8号	職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年青森県条例第68号)第9条第1項の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職						
第9号	前各号に規定するもののほか、試験によることが不相当であると人事委員会が認める職	6 (32)					6 (32)
	計	28 (32)	105	4	31		168 (32)

(注) 1 発令日が30. 4. 1~31. 3.31の採用者である。

2 ( )内は、無給併任職員で外数である。

イ 適用給料表別職層状況

適用 給料表	職 名(職)	人 員	左 の 部 局 別 人 員					
			知 事 部 局	病 院 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	各 種 委 員 会	
行 政 職	部 長 級	1	1					
	次 長 級	1			1			
	課 長 級							
	副 参 事 級	2	1			1		
	総 括 主 幹 級	4	1		3			
	主 幹 級	3	3					
	主 査 級	4	3				1	
主 事 級	7	6				1		
	計	22	15		4	3		
警 察 職	警 視	5					5	
	警 部	10					10	
	警 査 部 補	2					2	
	巡 査 部 長	7					7	
	巡 査	4					4	
	計	28				28		
医 療 職 (一)	部 長 級	1		1				
	次 長 級	2	2					
	課 長 級	3	1	2				
	副 参 事 級							
	総 括 主 幹 級	5		5				
	医 師	41		41				
	計	52	3	49				
医 療 職 (二)	技 師 (獣医師等)	23	10	13				
	計	23	10	13				
医 療 職 (三)	技 師 (看護師等)	40		40				
	計	40		40				
医 療 職 (四)	技 師 (臨床心理士等)	3		3				
	計	3		3				
研 究 職	主 査 級							
	計							
合 計		168	28	105	4	31		

## (2) 選 考 試 験

採用職種を一般事務等とする身体障害者を対象とした職員の採用選考については、競争試験に準じた手続により、本委員会が選考試験を実施しており、平成30年度の状況は、次のとおりである。

### ア 日程等

#### 【1回目】

試 験	公 告 日	申込受付期間	試験日（合格発表日）		試 験 会 場
			第1次試験	第2次試験	
身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験	30. 8. 27	30. 8. 27 ～ 9. 28	30. 11. 4 (30. 11. 9)	30. 11. 25 (30. 11. 30)	第1次：青森県総合社会 教育センター 第2次：青森県総合社会 教育センター

#### 【2回目】

試 験	公 告 日	申込受付期間	試験日（合格発表日）		試 験 会 場
			第1次試験	第2次試験	
身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験	30. 12. 14	30. 12. 14 ～31. 1. 7	31. 1. 20 (31. 2. 1)	31. 2. 17 (31. 2. 27)	第1次：青森県庁 第2次：青森県庁

### イ 実施状況

#### 【1回目】

試 験	申込者数	第1次試験		第2次試験		受験倍率	採用人員
		受験者	合格者	受験者	合格者		
身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験	12	12	10	7	4	3.0	4

#### 【2回目】

試 験	申込者数	第1次試験		第2次試験		受験倍率	採用人員
		受験者	合格者	受験者	合格者		
身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験	9	8	6	5	4	2.0	4

(注) 受験倍率は、 $\frac{\text{受験者数}}{\text{第2次試験の合格者数}}$  である。

ウ 受験資格及び試験の方法

試 験	受 験 資 格	試 験 の 方 法	
		第 1 次 試 験	第 2 次 試 験
身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験	昭和54年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者で、身体障害者手帳の交付を受けており、活字印刷文又は点字による出題に対応できる者	1 教養試験 択一式 40題 (2時間)  2 適性検査	1 作文試験 1題(1時間)  2 面接試験 個別面接

# 第4 給 与

## 1 平成30年 職員の給与等に関する報告及び勧告（平成30年10月11日）

### （1）報告のむすび

#### 1 給与勧告の基本的考え方

職員の給与は、地方公務員法に規定する給与決定の原則により、生計費、国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定めるとされており、職員や納税者である県民等の理解が得られるよう、これらの事項を総合的に勘案し、適切に判断していく必要がある。

また、職員の給与は、人材確保や公務サービスの質にも深く関わるものであることから、これらについても留意しながら検討する必要がある。

#### 2 本年の給与の改定

##### （1）月例給

###### ア 給料表

本年4月の月例給における職員給与と民間給与の較差を見ると、職員給与が民間給与を650円（0.19%）下回っている状況にある。

人事院においては、国家公務員給与が民間給与を655円（0.16%）下回っていることから、初任層において1,500円の引上げ、若年層において1,000円程度の引上げ、その他は400円の引上げ（いずれも行政職俸給表（一）における改定額）を基本に改定することを勧告したことを踏まえれば、職員の給料表については、人事院勧告の内容に準じて改定し、本年4月に遡及して実施することが適当である。

###### イ 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当については、人事院が医療職俸給表（一）の改定状況を勘案し引上げを勧告したことや、他の都道府県の動向等を踏まえれば、人事院勧告の内容に準じて改定し、本年4月に遡及して実施することが適当である。

##### （2）期末手当・勤勉手当

職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数（4.20月）は、本県の民間事業所における特別給の年間支給割合（4.26月）を0.06月分下回っている状況にある。

このため、期末手当・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合に見合うよう、年間平均支給月数を0.05月分引き上げることが適当である。

支給月数の引上げ分については、人事院が民間の特別給の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分することとしたことや、他の都道府県の動向等を踏まえると、引上げ分を勤勉手当に配分し、本年度については12月期を引き上げ、平成31年度以降については6月期及び12月期が均等になるよう配分することが適当である。

また、再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることが適当である。

このほか、平成31年度以降の期末手当について、人事院が6月期及び12月期の支給月数が均等になるよう配分することを勧告したことや、他の都道府県の動向等を踏まえれば、人事院勧告の内容に準じて改定することが適当である。

### (3) 宿日直手当

宿日直手当については、これまで国の制度を基本として措置してきており、人事院が、宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ所要の改定を行うことや、他の都道府県の動向等を踏まえれば、人事院勧告の内容に準じて改定することが適当である。

## 3 人材の確保

近年の本県職員採用試験の状況を見ると、若年人口の減少、民間企業、国、他の地方公共団体等における高い採用意欲等を背景に、受験者は減少傾向にあり、一部の技術職においてその傾向が顕著であるなど、人材確保を取り巻く環境は厳しさを増している。

こうした状況の下、本委員会では、民間とは異なる県職員の仕事の多様性やその内容、社会的役割の重要性など、県職員ならではの魅力を発信するため、これまでの「青森県庁ジョブセミナー」等に加え、本年から「青森県職員ファーストステップセミナー」を開催するなど、受験者確保の取組を強化しているところである。

本委員会としては、今後とも、任命権者と連携して受験者の掘り起こしを行うなど、本県の将来を担う有為な人材の確保に取り組んでいくこととする。

## 4 総実勤務時間の縮減

### (1) 長時間勤務の是正

#### ア 時間外勤務の縮減

我が国における喫緊の課題となっている労働者の長時間労働の是正に関して、先の国会において「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、労働基準法により、いわゆる三六協定で定める時間外労働の上限時間等が定められ、来年4月から施行されることとなった。

また、労働基準法が適用除外され、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合に各省庁の長から超過勤務を命じられることとされている国家公務員について、人事院は、公務においても職員の健康保持や人材確保の観点等から長時間労働を是正すべき必要

性は異なるものではないとして、超過勤務命令を行うことができる上限時間等を、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律に基づき、人事院規則で定めることとしているところである。

地方公務員については、各事業所の業務内容により労働基準法の適用関係が異なり、民間の事業に類似する業務を行う事業所では、民間と同様に三六協定で定める時間外労働の上限規制が適用され、その遵守が求められることとなるが、それ以外の官公署に当たる事業所では、公務のため臨時の必要がある場合に時間外労働を命じることができることとされ、その上限等は定められていないところである。

この結果、職員については、勤務する所属によって、時間外勤務の上限規制の適用の有無が生じることになるものであるが、民間労働者の時間外労働と枠組みを異にしている国家公務員において、民間労働者の時間外労働に係る上限規制の趣旨及び公務の適正な運営の確保の両面を勘案して、超過勤務命令の上限時間等を人事院規則で定めることとされていることを踏まえれば、勤務条件における国との権衡の観点から、各任命権者においては、三六協定適用事業所以外の所属の時間外勤務に係る上限時間等について、他県の動向等も踏まえて検討を行うことが適当である。

なお、この点に関し、本委員会では、人事院の対応に準じて、本委員会が人事委員会規則により時間外勤務に係る上限時間等を定めることができるかについても検討したが、人事院が規則制定の根拠とした一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律のように、現状において、そもそも法律又は条例に基づき人事委員会にその権限が付与されているとは判断できないとしたところである。

長時間勤務の是正は、職員の健康保持や職務能率の向上のみならず、過重労働による過労死等の防止、ワーク・ライフ・バランスの推進、女性の活躍推進や公務を目指す有為な人材の確保といった観点からも、極めて重要な課題である。一方、県民のニーズに的確に対応し、適時適切な行政サービスを提供するという公務の役割を果たすことも求められている。

これらを調和させて実現するためには、前記の時間外勤務に係る上限時間等の検討のほか、本委員会が昨年報告したように、各任命権者による時間外勤務の要因分析を踏まえた職員配置の精査などに加え、各所属において、各業務の節目をとらえ、管理職員と担当職員が一緒になって業務行程の効率の見直しや業務の取捨選択等を考え、成果に結びつけていく所属全体での取組を継続していくことが不可欠であり、更には様々な技術革新の進展を踏まえ、ICTやAI等を活用した定型業務の自動化等に向けた果敢な取組を進めていくことも必要である。

## イ 教職員の多忙化解消

教職員の多忙化による長時間勤務も全国的な課題となっているが、本県教育委員会においては、平成28年度から平成30年度までの3年計画で、教職員の多忙化解消に向けた具体的な取組の工程表を作成し、鋭意取組を進めてきたところである。

また、国においても、昨年12月には文部科学省が「学校における働き方改革に関する緊急対策」を、本年3月にはスポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的な

ガイドライン」を公表するなど、教職員の多忙化解消に向けて本格的に取り組むこととしている。

学校現場における教職員の多忙化解消に当たっては、国が示した方策等を基に、教育委員会と各学校がそれぞれ担うべき役割を的確に果たしながら、連携して取組を継続していく必要がある。

## (2) 年次休暇の取得促進

総実勤務時間縮減に向けて、年次休暇の取得は、長時間勤務の是正と同様に重要な課題であり、各任命権者において、休暇の取得を促す取組が進められているところである。本委員会の調査によると、平成29年の全任命権者における職員一人当たりの年次休暇取得日数は11.2日であり、改善傾向が見られるところであるが、各任命権者が定めた特定事業主行動計画において、平成31年の取得日数を16日とすることを目標としていることに鑑みれば、今後さらなる取組を進めていくことが必要である。

また、人事院では、民間労働法制を踏まえ、年次休暇の使用を促進するため、一年度の年次休暇の日数が10日以上職員が当該年において年次休暇を5日以上確実に使用できるような取扱いとすることとしているところであり、これを踏まえ、各任命権者においても、国と同様に、職員が年次休暇を5日以上確実に使用できるよう配慮することが求められる。

このためには、時間外勤務縮減の取組と同様に、各所属における業務の効率的運営等を図るとともに、年次休暇をあらかじめ月間スケジュールに組み入れるなど、休暇を取得しやすい職場環境をつくり、所属全体で休暇の取得促進に向けた取組を進めていくことが求められる。

## 5 高齢者の雇用

内閣総理大臣からの国家公務員の定年の引上げについての検討要請を受け、人事院は、定年を段階的に65歳に引き上げることが必要であると認め、国会と内閣に対し「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を行ったところである。

高齢者の雇用は、本県職員にも関わる重要な事項であることから、今後の国の制度設計を踏まえ、他の都道府県の状況や本県の実情を勘案しながら、定年の引上げや再任用制度のあり方についての検討を行っていく必要がある。

## 6 臨時・非常勤職員に係る法改正への対応

臨時・非常勤職員については、特別職の任用及び臨時的任用の厳格化、会計年度任用職員制度の創設、会計年度任用職員への期末手当の支給を可能とするなどの規定が整備され、平成32年4月から施行される。

各任命権者においては、臨時・非常勤職員の任用条件等の検討を行っているところであるが、国から示された任用及び勤務条件の取扱いに留意しつつ、円滑な施行に向けて条例等の整備などの措置を講ずる必要がある。

## 7 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な処遇を確保する機能を有するものである。

人事委員会が労使当事者以外の第三者の立場に立って給与勧告を行うことを通じて職員の適正な処遇が確保されるという仕組みは、職員の士気の向上、人材の確保に資するものであり、ひいては組織活力の向上、労使関係の安定等をもたらすことで能率的な行政運営に寄与するものであることから、長年の経緯を経て県民の理解と納得を得ながら給与決定方法として定着しているものである。

議会及び知事におかれては、このような給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙2の勧告どおり実施されるよう要請する。

## (2) 勧告

### 1 職員の給与に関する条例の改正

#### (1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

#### (2) 諸手当

##### ア 初任給調整手当について

(ア) 医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を414,800円とすること。

(イ) 医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を50,800円とすること。

##### イ 宿日直手当について

勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は4,400円、医師の宿日直勤務は21,000円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は7,400円(勤務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合にあつては、それぞれ6,600円、31,500円、11,100円)とすること。

##### ウ 期末手当及び勤勉手当について

(ア) 平成30年12月期の支給割合

##### a b以外の職員

勤勉手当の支給割合を0.9月分(再任用職員にあつては、0.45月分)とすること。

##### b 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を1.1月分(再任用職員にあつては、0.55月分)とすること。

(イ) 平成31年6月期以降の支給割合

##### a b以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.25月分(再任用職

員にあっては、それぞれ0.7月分)とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.875月分(再任用職員にあっては、それぞれ0.425月分)とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.05月分(再任用職員にあっては、それぞれ0.6月分)とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.075月分(再任用職員にあっては、それぞれ0.525月分)とすること。

## 2 任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 平成30年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 平成31年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.6月分とすること。

## 3 任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

ア 平成30年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 平成31年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.6月分とすること。

## 4 改定の実施時期

この改定は、平成30年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のウの(ア)、2の(2)のア及び3の(2)のアについては平成30年12月1日から、1の(2)のウの(イ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては平成31年4月1日から実施すること。

## 2 職員の給与制度の動き

職員に支給される給料及び諸手当に係る規則のうち、平成30年度に制定又は改正されたものは、次のとおりである。

<制定>

規則の名称	施行年月日	内 容
人事委員会規則 7-206 (平成30年改正条例の施行に伴う平成27年改正条例附則第4項から第6項までの規定による給料の特例)	H30.12.14	給料表が改定されることに伴い、降格等した場合の給与制度の総合的見直しに係る経過措置額の特例に関し、必要な事項を定めるため規則を制定した。

<改正>

規則の名称	施行年月日	内 容
人事委員会規則 1-2 (現行規則の廃止)	H31.4.1	給料の切替えに伴う経過措置に関し制定された規則を廃止するため改正を行った。 <廃止となった規則> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人事委員会規則 7-191 (平成18年改正条例附則第9項から第11項までの規定による給料)</li> <li>・ 人事委員会規則 7-203 (平成27年改正条例附則第4項から第6項までの規定による給料)</li> <li>・ 人事委員会規則 7-204 (平成28年改正条例の施行に伴う平成27年改正条例附則第4項から第6項までの規定による給料の特例)</li> <li>・ 人事委員会規則 7-205 (平成29年改正条例の施行に伴う平成27年改正条例附則第4項から第6項までの規定による給料の特例)</li> <li>・ 人事委員会規則 7-206 (平成30年改正条例の施行に伴う平成27年改正条例附則第4項から第6項までの規定による給料の特例)</li> </ul>
人事委員会規則 7-0 (給料等の支給) 及び人事委員会規則 7-80 (期末手当及び勤勉手当)	H31.4.1	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行った。

規則の名称	施行年月日	内 容
人事委員会規則 7-3 (県税事務手当)	H31. 3. 22	国税犯則取締法の廃止及び地方税法の改正に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-10 (学校職員の特殊勤務手当)	H31. 4. 1	部活動指導手当に係る義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法が見直されたこと及び特別支援教育手当の支給範囲が拡大されたことに伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-39 (初任給、昇格、昇給等の基準)	H30. 12. 14 (H30. 4. 1適用)	給料表が改定されることに伴い、昇格時号給対応表及び降格時号給対応表の改正を行った。
	H31. 4. 1	初任給決定方法を見直すため、改正を行った。
人事委員会規則 7-51 (へき地手当等)	H31. 4. 1	小学校及び中学校の統廃合に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-62 (初任給調整手当)	H30. 12. 14 (H30. 4. 1適用)	初任給調整手当の支給限度額が改められることに伴い、各区分ごとに定める手当額の改定を行った。
人事委員会規則 7-65 (宿日直手当)	H30. 12. 14 (H30. 4. 1適用)	宿日直手当の支給限度額が改められることに伴い、手当額の改定を行った。
人事委員会規則 7-67 (管理職手当)	H30. 6. 1	平成30年6月1日付け人事異動に伴い、所要の改正を行った。
	H30. 11. 1	青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の改正に伴い、所要の改正を行った。
	H31. 4. 1	青森県行政組織規則の改正等に伴い、所要の改正を行った。

規則の名称	施行年月日	内 容
人事委員会規則 7 - 8 0 (期末手当及び勤勉手当)	H30. 12. 14 (第一条H30. 12. 1 適用、第二条H31. 4. 1施行)	勤勉手当の支給割合が改められることに伴い、 成績率の改定を行った。
人事委員会規則 7 - 9 5 (地域手当)	H30. 11. 30 (H30. 9. 18適用)	国の地域手当の支給地域及び級地に準じて地域 手当を支給できるようにするため、改正を行っ た。
人事委員会規則 7 - 1 1 1 (特地勤務手当等)	H31. 3. 25	公署の移転に伴い、所要の改正を行った。

## 第5 勤務時間、休日及び休暇等

職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則のうち、平成30年度に改正されたものは、次のとおりである。

規則の名称	施行年月日	内 容
人事委員会規則 13-8 (職員の勤務時間、休日及び休暇)	H31.4.1	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の施行等に伴い、時間外勤務の制限等に関し必要な事項を定めるため、改正を行った。

## 第 6 審 査

### 1 不利益処分の審査請求の審査

平成30年度においては、新たな審査請求が1件あり、前年度から繰り越した2件と合わせた3件について判定を行った結果、年度末における係属事案はない。

審査請求事案の処理状況は、次のとおりである。

区分	事 案 名	請求年月日 (請求人数)	処 分 理 由	審理方式	処理年月日	処理結果
委託	訓告取消請求 事案	30. 3. 23 (1)	信用失墜行為	口頭審理	30. 5. 9	却下
委託	訓告取消請求 事案	30. 3. 23 (1)	信用失墜行為	口頭審理	30. 5. 9	却下
委託	停職処分取消 請求事案	30. 5. 2 (1)	職務怠慢及び欠勤	口頭審理	31. 3. 28	棄却

### 2 勤務条件に関する措置要求の審査

平成30年度においては、新たな措置要求はなく、前年度から繰り越した1件が取り下げられた結果、年度末における係属事案はない。

措置要求事案の処理状況は、次のとおりである。

区分	事 案 名	要求年月日	要 求 理 由	処理年月日	処理結果	備考
県	学校間連携組 織のグループ リーダー指定 解除等を求め る事案	30. 3. 29	勤務校の人員体制等に照 らし、要求者以外の者を グループリーダーに再指 定する必要がある等	継続	30. 4. 12	取下げ

### 3 公務災害補償に関する審査

平成30年度においては、新たな審査請求はなく、また、係属している事案もない。

#### 4 職員の苦情の処理

平成30年度においては、12件の苦情相談があった。

その内訳は、次のとおりである。

区分	任用関係	給与関係	勤務条件 関係	服務関係	厚生福祉 関係	公平審査 関係	いじめ・ セクハラ	計
県	1		2		1			4
委託	2		5		1			8

#### 5 退職手当の支給制限等の処分に係る意見

平成30年度においては、意見聴取の申出はなく、また、係属している事案もない。

## 第7 労働基準監督機関の職権行使

### 1 労働基準法別表第一の号別区分

平成30年度において、事業所等の新設、廃止等により労働基準法別表第一の号別区分（人事委員会告示11第2号）に追加し、又はこれから削除した事業所等は次のとおりである。

区分	事業所又は事務所の名称	号別区分	事業所等の設置 又は廃止年月日	告示改正年月日
事業所等の廃止により号別区分から削除したもの	県立各学校分校	12号	30.4.1	30.4.16

### 2 事業所調査

労働基準監督機関としての職権行使の一環として、職員の勤務条件に関する労働基準法・労働安全衛生法の適用状況を把握、指導し、その勤務条件の維持向上を図ることを目的として、次のとおり事業所調査を実施した。

- (1) 調査実施期間 平成30年10月～12月
  - (2) 調査対象事業所数 9事業所（知事部局2、教育委員会4、警察本部3）  
（12号事業所5、官公署4）
  - (3) 調査項目 勤務時間・休憩時間・時間外勤務・宿日直勤務・母性保護等・安全衛生管理体制・健康管理・機械の管理状況・衛生基準
  - (4) 調査結果
    - ア 労働基準法関係
      - ・36協定の届出の遅延[1]
      - ・36協定で定める休日労働することができる日数の超過[1]
      - ・36協定で定める休日労働することができる1日の労働時間数の超過[1]
    - イ 労働安全衛生法関係
      - ・衛生管理者選任報告書の未提出 [1]
      - ・男女別の休養室の未設置 [1]
      - ・産業医による定期巡視の未実施 [1]
- ※ [ ] 内の数字は、問題点が見受けられた事業所数である。

### 3 その他の職権行使の状況

平成30年度において、既述のほかに労働基準監督機関としての職権を行使したものは、次のとおりである。

#### (1) 労働基準法関係

内 容		件 数	事業所数	根 拠 法 令
解雇予告除外認定		1	1	労働基準法第20条
非常災害等の理由による 労働時間延長届		1	1	〃 第33条
時間外労働・休日労働に 関する協定届	新 規	59	59	〃 第36条
	更 新	43	43	
断続的な宿直又は日直勤務許可		0	0	〃 第41条

## (2) 労働安全衛生法関係

内 容	件 数	事業所数	根 拠 法 令
衛生管理者選任報告	37	34	労働安全衛生規則第7条
産業医選任報告	0	0	〃 第13条
定期健康診断結果報告	119	63	〃 第52条
心理的な負担の程度を把握するための の検査結果等報告書	77	69	〃 第52条の21
機械等設置届	0	0	〃 第86条
労働者死傷病報告	18	12	〃 第97条
ボイラー設置届	2	1	ボイラー及び圧力容器安全規則第10条
ボイラー落成検査	2	1	〃 第14条
ボイラー使用再開検査	2	2	〃 第46条
第一種圧力容器設置届	0	0	〃 第56条
第一種圧力容器落成検査	0	0	〃 第59条
第一種圧力容器使用再開検査	0	0	〃 第81条
小型ボイラー設置報告	0	0	〃 第91条
クレーン設置報告	0	0	クレーン等安全規則第11条
局所排気装置設置等特例許可	0	0	有機溶剤中毒予防規則第13条
有機溶剤等健康診断結果報告	79	23	〃 第30条の3
特定化学物質健康診断結果報告	4	2	特定化学物質障害予防規則第41条
高気圧業務健康診断結果報告	1	1	高気圧作業安全衛生規則第40条
電離放射線健康診断結果報告	2	1	電離放射線障害防止規則第58条

## 第8 職員団体等

### 1 職員団体の登録

平成30年度においては、登録及び解散はなく、当委員会の登録を受けている職員団体は、45団体である。また、青森県職員組合ほか37団体から登録事項の変更の届出があり、これを変更登録した。

平成30年度における変更登録等の状況及び平成30年度末における登録職員団体の状況は、次のとおりである。

#### (1) 平成30年度における変更登録の状況

区 分	登録団体数	変 更 登 録 団 体 数	登 録 取 消 等 団 体 数	変更登録事項 (件数)		
				規 約	役員の名等	計
県 関 係	7	7	0	0	7	7
委託関係	38	31	0	2	40	42
計	45	38	0	2	47	49

#### (2) 平成30年度末における登録職員団体の状況

##### ア 県 関 係 (7団体)

区 分	団 体 名	登 録 年 月 日	代 表 者 名	主たる 事務所の 所在地	法人 格の有無	平成30年度に行った変更登録等事項 (登録等年月日)
県職員	青森県職員組合	S26. 5. 12	藤田 正男	青 森 市	有	役員の名等 (H30. 4. 13)
教職員	青森県高等学校・ 障害児学校 教職員組合	S28. 1. 30	酒田 孝	〃	〃	〃 (H30. 4. 16)
〃	青 森 県 教 職 員 組 合	S28. 4. 15	渡部 秀逸	〃	〃	〃 (H30. 4. 13)
〃	青森県北地方 教職員組合	S41. 9. 29	鍋田 千秋	五所川原市	無	〃 (H30. 4. 16)
〃	下北教職員組合	S47. 7. 20	菊池 隆一	む つ 市	有	〃 (H30. 6. 29)
〃	青森県上北地方 教職員組合	S50. 10. 28	蝦名 憲仁	十和田市	無	〃 (H30. 4. 13)
〃	日教組青森県 教職員組合	H2. 1. 24	丹代 臣治	五所川原市	有	〃 (H30. 8. 7)

イ 委 託 関 係 ( 3 8 団 体 )

区 分	団 体 名	登 録 年 月 日	代 表 者 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	法 人 格 の 有 無	平成30年度に行った変更登録等事項（登録等年月日）
市町村 職 員	青 森 市 役 所 職 員 組 合	S41. 9. 29	佐藤 良浩	青 森 市	有	役員の氏名等 (H30. 4. 9) " (H30. 11. 29)
"	弘前市職員組合	"	笹森 康寛	弘 前 市	"	" (H30. 11. 6)
"	つ がる 市 職 員 組 合	"	佐藤 英司	つがる市	"	" (H31. 2. 7)
"	自 治 労 東 北 町 職 員 組 合	"	米内山 敦	上 北 郡 東 北 町	"	" (H30. 9. 28)
"	東北町職員組合	S42. 5. 30	蛭沢 敬生	"	"	" (H30. 7. 26)
"	田 舎 館 村 職 員 組 合	S42. 9. 4	喜多島 啓	南津軽郡 田舎館村	"	" (H30. 7. 3)
"	鱒 ヶ 沢 町 職 員 組 合	S42. 9. 8	伊東 博徳	西津軽郡 鱒ヶ沢町	"	
"	むつ市職員組合	S42. 10. 16	瀬川 和宏	む つ 市	"	役員の氏名等 (H30. 5. 15) " (H30. 10. 29)
"	横浜町職員組合	S42. 11. 2	安部 雅也	上 北 郡 横 浜 町	"	
"	深浦町職員組合	S42. 12. 2	阿部 丈亮	西津軽郡 深 浦 町	"	役員の氏名等 (H30. 4. 13)
"	三沢市職員組合	S43. 6. 24	平出 晃一	三 沢 市	"	" (H30. 10. 4)
"	黒石市職員組合	S44. 9. 18	佐藤 宏亮	黒 石 市	"	" (H30. 4. 4) " (H30. 4. 27) " (H30. 10. 4)
"	平 川 市 職 員 労 働 組 合	S45. 10. 20	田中 洋行	平 川 市	"	" (H30. 11. 29)
"	大間町職員組合	S46. 9. 2	菊池 良一	下 北 郡 大 間 町	"	" (H31. 2. 6)
"	鶴田町職員組合	S48. 10. 15	當麻 和信	北津軽郡 鶴 田 町	"	" (H31. 2. 6)
"	十 和 田 市 職 員 組 合	S51. 1. 14	太田 正幸	十和田市	"	" (H30. 6. 4) " (H30. 11. 14)

区分	団体名	登録年月日	代表者名	主たる事務所の所在地	法人格の有無	平成30年度に行った変更登録等事項（登録等年月日）
市町村職員	野辺地町職員組合	S54. 5. 25	飯田 満	上北郡野辺地町	有	役員の氏名等 (H30. 7. 26)
〃	八戸市職員組合	S57. 1. 11	飯塚 輝樹	八戸市	〃	
〃	蓬田村職員組合	S57. 10. 13	藤本 正人	東津軽郡蓬田村	〃	役員の氏名等 (H30. 11. 6)
〃	風間浦村職員組合	S59. 1. 24	土井 豊	下北郡風間浦村	〃	規約 (H30. 4. 16) 役員の氏名等 (H30. 4. 16) 〃 (H31. 3. 29)
〃	外ヶ浜町職員組合	S61. 1. 24	津嶋 暢	東津軽郡外ヶ浜町	〃	
〃	田子町職員組合	S62. 1. 23	青木 憲子	三戸郡田子町	〃	
〃	五所川原市職員組合	H8. 6. 19	山中 潤哉	五所川原市	〃	役員の氏名等 (H30. 4. 19) 規約 (H31. 1. 17) 役員の氏名等 (H31. 1. 17)
〃	おいらせ町職員組合	H10. 3. 26	佐藤 啓二	上北郡おいらせ町	〃	〃 (H30. 4. 16) 〃 (H31. 1. 25)
〃	六戸町職員組合	H10. 7. 13	佐藤 一也	上北郡六戸町	〃	〃 (H31. 1. 17)
〃	平内町職員組合	H10. 8. 27	木村 秀樹	東津軽郡平内町	〃	〃 (H30. 7. 26)
〃	五所川原市役所職員労働組合	H11. 7. 26	神 康人	五所川原市	無	〃 (H30. 10. 4)
〃	下北地域広域行政事務組合職員組合	H14. 1. 23	谷川 豪樹	むつ市	〃	〃 (H30. 5. 15) 〃 (H30. 10. 29)
〃	今別町職員組合	H15. 2. 12	小鹿 亮磨	東津軽郡今別町	有	〃 (H31. 2. 14)
〃	階上町職員組合	H15. 11. 27	森 淳	三戸郡階上町	〃	
〃	西北五環境整備事務組合職員労働組合	H17. 3. 24	佐藤 重治	五所川原市	無	
〃	一部事務組合下北医療センター職員組合	H17. 11. 29	山本由香里	むつ市	〃	役員の氏名等 (H30. 11. 6)

区 分	団 体 名	登 録 年 月 日	代 表 者 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	法 人 格 の 有 無	平成30年度に行った変更登録等事項（登録等年月日）
市町村 職 員	藤崎町職員組合	H18. 1. 19	佐々木 渉	南津軽郡 藤 崎 町	有	役員の名等 (H30. 9. 26)
〃	中 泊 町 職員労働組合	H21. 11. 20	成 田 誉	北津軽郡 中 泊 町	無	〃 (H30. 11. 29)
〃	東通村職員組合	H23. 8. 17	上路 一仁	む つ 市	〃	〃 (H31. 2. 28)
〃	大鰐町職員組合	H24. 6. 14	原子 慶隆	南津軽郡 大 鰐 町	〃	〃 (H30. 5. 15)
〃	中部上北広域事業組合職員組合	H24. 8. 17	相坂 隆之	上 北 郡 七 戸 町	〃	〃 (H30. 7. 26)
〃	上北地方教育・ 福祉事務組合 職 員 組 合	H24. 8. 17	枋木 信彦	上 北 郡 七 戸 町	〃	〃 (H30. 9. 21)

## 2 管理職員等の範囲の指定

平成30年度においては、規則14-0（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）を1回、規則14-1（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）を1回改正した。

これらの改正により、新たに指定された職及び廃止された職は、次のとおりである。

### (1) 県 関 係

機 関		新たに指定された職	指定を廃止された職	改 正 年 月 日
本庁	知事部局	秘書課副参事、人事課総括主幹（任免、分限又は懲戒を担当するもの）、行政経営管理課主幹専門員（青森県庁舎管理規則に関する事務を担当するもの）	新幹線・並行在来線調整監、秘書課総括主幹	30. 5. 18
出先機関	量子科学センター		所長	

(2) 委 託 関 係

団 体 名	機 関		新たに指定された職	指定を廃止された職	改 正 年 月 日
青 森 市	本 庁	市長部局	副参事（秘書担当）、 主幹（庁舎管理担当）	総務課緊急課題推進室 長、行政情報センター 市民課総合窓口設置準 備室長	30. 7. 11
弘 前 市	本 庁	市長部局	主幹（予算担当）、主 査（勤務条件担当）		
		選挙管理委員 会事務局	次長		
八 戸 市	本 庁	市長部局	主幹（職員団体、勤務 条件担当）		
む つ 市	本 庁	市長部局	市長公室長		
		教育委員会 事務局	主任主査（人事担当）		
平 川 市	本 庁	市長部局	課長補佐（人事担当）		
平 内 町	本 庁	町長部局	総務課指導監（人事担 当）		
今 別 町	本 庁	町長部局	総務課課長補佐、企画 財政課課長補佐	次長	
外ヶ浜町	本 庁	町長部局		室長	
西目屋村	本 庁	農業委員会 事務局	事務局長		
六ヶ所村	本 庁	村長部局	総務課課長補佐（人事 担当）、財政課課長補 佐（予算担当）	総務課総括主幹（人事 担当）、財政課総括主 幹（予算担当）	
		出先機関	保育所	所長	
		こども園	園長		
		保健相談セン ター	所長		
		千歳平診療所	所長		
三 戸 町	本 庁	町長部局		室長	

団体名	機 関	新たに指定された職	指定を廃止された職	改 正 年 月 日
一部事務 組合下北 医療セン ター	事業本部事務局	次長		30. 7. 11
	むつ総合病院	総務課課長補佐		
	診療所		事務次長（川内診療所に置くものに限る。）	
下北地域 広域行政 事務組合		総括主幹（人事担当）	総務係長	
南黒地方 福祉事務 組 合		事務局次長		

## 第9 公平委員会事務の受託

平成30年度においては、新たに公平委員会の事務を受託した団体はなく、当委員会が公平委員会の事務を受託している団体は、10市30町村24一部事務組合3広域連合の計67団体となっている。

### 1 市町村関係

委託市町村名	委託年月日	委託市町村名	委託年月日	委託市町村名	委託年月日
青森市	H17. 7. 1	鱒ヶ沢町	S50. 4. 1	六ヶ所村	S31. 4. 10
弘前市	H18. 4. 1	深浦町	H17. 7. 1	おいらせ町	H18. 4. 1
八戸市	S30. 10. 25	西目屋村	S32. 4. 4	大間町	S37. 4. 1
黒石市	S30. 4. 1	藤崎町	H17. 7. 1	東通村	H 9. 4. 1
五所川原市	H17. 7. 1	大鰐町	S30. 4. 1	風間浦村	S39. 7. 15
十和田市	H17. 4. 1	田舎館村	S31. 4. 10	佐井村	H 7. 4. 1
三沢市	S32. 4. 4	板柳町	S30. 10. 25	三戸町	S31. 4. 10
むつ市	H 3. 12. 26	鶴田町	S30. 10. 25	五戸町	S30. 10. 25
つがる市	H17. 4. 1	中泊町	H17. 7. 1	田子町	S31. 4. 10
平川市	H18. 4. 1	野辺地町	S30. 10. 25	南部町	H18. 4. 1
平内町	S41. 1. 1	七戸町	H17. 7. 1	階上町	S29. 1. 5
今別町	S30. 10. 25	六戸町	S30. 4. 1	新郷村	S31. 9. 5
蓬田村	S30. 10. 25	横浜町	S35. 4. 9		
外ヶ浜町	H17. 7. 1	東北町	H17. 7. 1		

## 2 一部事務組合関係

委託事務組合名	委託年月日	委託事務組合名	委託年月日	委託事務組合名	委託年月日
青森県市町村職員退職手当組合	S37.10.15	西北五環境整備事務組合	S47.8.1	西北五広域福祉事務組合	H3.4.1
青森県市町村総合事務組合	S37.10.15	中部上北広域事業組合	S47.11.1	青森地域広域事務組合	H3.8.1
弘前地区環境整備事務組合	S38.7.1	下北地域広域行政事務組合	S48.8.1	北部上北広域事務組合	H8.8.1
十和田地区環境整備事務組合	S39.1.1	上北地方教育・福祉事務組合	S49.11.1	三戸地区環境整備事務組合	H9.1.1
十和田地区食肉処理事務組合	S45.1.1	鱒ヶ沢地区消防事務組合	S50.4.1		
西海岸衛生処理組合	S46.11.1	十和田地域広域事務組合	S51.4.1		
一部事務組合下北医療センター	S46.11.1	南黒地方福祉事務組合	S51.11.1		
弘前地区消防事務組合	S47.1.1	三戸郡福祉事務組合	S55.1.1		
八戸地域広域市町村圏事務組合	S47.8.1	黒石地区清掃施設組合	S59.8.1		
五所川原地区消防事務組合	S47.8.1	青森県交通災害共済組合	H3.4.1		

## 3 広域連合関係

委託広域連合名	委託年月日	委託広域連合名	委託年月日	委託広域連合名	委託年月日
津軽広域連合	H10.8.1	つがる西北五広域連合	H11.11.1	青森県後期高齢者医療広域連合	H19.8.1

(注) 事務委託に伴う経費は、「委託地方公共団体と青森県との間の公平委員会の事務委託に関する規約」に基づき、委託地方公共団体が負担することとされ、その内容は、定額に特別事務処理費（公平審査の事案があった場合その処理に要した経費及び退職管理に係る事務の処理に要した経費）を加えたものであるが、定額分については平成3年度から、市13,000円、町村10,000円、一部事務組合等6,000円としている。

# 第 1 0 そ の 他

## 1 年間の主な動き

年 月 日	委 員 会 等 の 動 き
30. 4. 2	第 1 回委員会
4. 12～13	人事院職種別民間給与実態調査説明会（東京都）
4. 27	第 2 回委員会
5. 7	平成 3 0 年度青森県職員採用試験（大卒程度及び大卒程度・社会人枠）公告
5. 8	ブロック委員長・事務局長会議（仙台市）
5. 9	第 3 回委員会
5. 28	第 4 回委員会
6. 8	第 1 2 6 回全国人事委員会連合会総会（東京都）
6. 24	職員採用試験（大卒程度及び大卒程度・社会人枠）第 1 次試験
6. 29	第 5 回委員会
7. 5～ 6	公平審査事務研修会（神戸市）
7. 6	面接技法講習会
7. 13	平成 3 0 年度青森県職員採用試験（短大卒程度及び高卒程度）公告
7. 23～30	職員採用試験（大卒程度）第 2 次試験
8. 10	人事院給与勧告説明会（東京都）
〃	青森県庁技術職 1 D A Y 職場訪問・事務職（高卒程度）採用試験説明会
8. 16	第 6 回委員会
8. 17	職員採用試験（大卒程度）合格発表
8. 22	全国人事委員会事務局長会議（東京都）
8. 26	職員採用試験（大卒程度・社会人枠）第 2 次試験
8. 27	身体障害者採用選考試験公告
8. 29	ブロック委員・事務局長合同会議（盛岡市）
9. 3	ブロック給与事務会議（秋田市）
9. 7	第 7 回委員会
9. 11	職員採用試験（大卒程度・社会人枠）合格発表
9. 14	第 8 回委員会
9. 21	第 9 回委員会
9. 23	職員採用試験（短大卒程度及び高卒程度）第 1 次試験
9. 28	第 1 0 回委員会
10. 11	職員の給与等に関する報告及び勧告
〃	第 1 1 回委員会
10. 23～26	職員採用試験（短大卒程度及び高卒程度）第 2 次試験
11. 4	身体障害者選考第 1 次試験
11. 7	第 1 2 回委員会
11. 12	職員採用試験（短大卒程度及び高卒程度）合格発表
11. 21	第 1 3 回委員会
11. 25	身体障害者選考第 2 次試験
11. 30	身体障害者選考試験合格発表
12. 6～ 7	平成 3 0 年度採用試験担当者講習会（東京都）
12. 7	第 1 4 回委員会
12. 26	青森県庁 J O B セミナー（青森市）

年 月 日	委 員 会 等 の 動 き
31. 1. 20	身体障害者選考（２回目）第１次試験
〃	技能労務職員から一般事務職員への任命換選考第１次試験
1. 28	ブロック任用事務会議（福島市）
1. 29	ブロック給与事務研修会議（札幌市）
1. 30	第１５回委員会
2. 7	非常勤事務員等選考第２次試験
2. 17	身体障害者選考（２回目）第２次試験
2. 21	第１６回委員会
2. 27	身体障害者選考試験（２回目）合格発表
3. 4	青森県職員採用試験説明会（東京都）
3. 12	第１７回委員会
3. 15	第１８回委員会
3. 28	第１９回委員会

## 2 各種会議実施状況

### (1) 全国人事委員会連合会関係

#### ア 総 会

会 議 名	開催日・開催地	議 題 等
第１２６回 全人連総会	30. 6. 8 (東京都)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議 事 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 平成２９年度決算について</li> <li>2 平成３０年度事業計画案及び予算案について</li> <li>3 第１２７回総会について</li> <li>4 第６２回公平審査事務研修会について</li> </ul> </li> <li>○報 告 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 平成２８・２９年度専門部会の結果報告について</li> <li>2 第６０回公平審査事務研修会の結果報告について</li> <li>3 第６１回公平審査事務研修会について</li> <li>4 平成３０年度理事について</li> <li>5 「園遊会」及び「桜を見る会」への招待者について</li> <li>6 ブロック活動状況報告について</li> </ul> </li> <li>○感謝状の贈呈</li> <li>○役員選挙</li> </ul>

イ 研 修 会

研 修 名	開催日・開催地	研 修 内 容 等
第61回 公平審査事務研修 会	30. 7. 5～6 (神戸市)	○講 演 「当面する地方公務員行政の課題」 総務省自治行政局公務員部公務員課 課長補佐 諸戸 修二 氏 ○分科会研究討議

(2) 東北・北海道地区人事委員会協議会関係

ア 委員長及び事務局長会議

会 議 名	開催日・開催地	議 題 等
委員長・事務局長 会議	30. 5. 8 (仙台市)	○講 演 1 「地方公務員の給与について」 総務省自治行政局公務員部公務員課 給与能率推進室 課長補佐 泉 智徳 氏 2 「地方公務員の長時間勤務をめぐる状況」 総務省自治行政局公務員部福利課 安全厚生推進室 大臣官房付 深澤 正志 氏 ○議 事 1 平成29年度事業報告及び歳入歳出決算について 2 平成30年度事業計画(案)及び歳入歳出予算(案) について 3 平成30年度東北・北海道地区人事委員会協議会幹 事委員会の選出について 4 平成30年度東北・北海道地区人事委員会協議会監 事委員会の選出について 5 平成30年度全人連役員(会長・副会長)選出のた めの選考委員の選出について ○報 告 1 平成30年度全人連理事の選出について 2 平成30年度全人連役員会の概要について ○意見交換 1 長時間労働の是正及び柔軟な働き方について ○その他

会 議 名	開催日・開催地	議 題 等
委員・事務局長 合同会議	30. 8.29 (盛岡市)	1 委員・事務局長合同会議 ○議事（議題） ① 働き方改革関連法への対応について ② 各道県における人事委員会勧告・報告内容の検討状況について ○その他 2 委員会議 ○議事（議題） ① 受験者確保対策について ② 定年延長に係る課題について ③ 学校現場における長時間勤務解消に向けた取組について ○その他 3 事務局長会議 ○議事（議題） ① 審査請求において請求者が代理人を選任しない場合の事務上の助言について ② 職員の失職に係る条例の特例規定について ③ 労働局との連携状況について ④ 労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度について ⑤ 心理職に係る受験資格の見直しについて ○その他

イ 課長会議

会 議 名	開催日・開催地	議 題 等
給与事務会議	30. 9. 3 (秋田市)	1 課長・係長合同会議 ○協議事項 ① 本年の改定について ② 会計年度任用職員制度の導入への取組について ③ 公務員の定年の引上げに係る意見の申出について ④ 期末手当について ⑤ 宿日直手当の改定について 2 分科会 (1) 課長会議 ① 時間外勤務命令の上限規制について ② セクハラ相談窓口の設置について (2) 係長会議 ① 諸手当の改定について ② 時間外勤務手当の算定基礎について ③ 国家公務員給与やラスパイレス指数との比較に関する言及について ④ 聴取事項

ウ 研 修 会

研 修 名	開催日・開催地	研 修 内 容
給与事務研修会	31. 1. 29 (札幌市)	<p>○研修会</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人事委員会勧告の概要について</li> <li>2 給料表の改定手法等について</li> </ol> <p>○意見交換</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 モデル給与例の作成、公表について</li> <li>2 給料表改定に係る水準調整の方法について</li> <li>3 給料表の号給増設について</li> <li>4 初任給基準について</li> <li>5 級別標準職務表における「人事委員会の認めるもの」の取扱いについて</li> <li>6 復職時調整について</li> <li>7 別居している父母等の扶養親族としての認定における生計費の考慮について</li> <li>8 特殊勤務手当（部活動指導手当）に係る改正等の検討状況について</li> <li>9 特地方公署等の指定に係る「特別の事情」の考え方等について</li> <li>10 獣医師に係る初任給調整手当等について</li> <li>11 特別の宿日直勤務に対する宿日直手当について</li> <li>12 会計年度任用職員に係る条例・規則等の検討状況について</li> <li>13 給与の支払監理の実施方法について</li> </ol>

エ 事務会議

会 議 名	開催日・開催地	議 題 等
任用事務会議	31. 1. 28 (福島市)	<p>○聴取事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 受験者確保及び辞退者対策について</li> <li>② 平成30年度大学卒業程度採用試験（一般行政職）の人物試験について</li> <li>③ 民間（社会人）経験者等を対象とした採用試験について</li> <li>④ 障害者を対象とした職員採用試験（選考考査）について</li> <li>⑤ 退職した警察官の選考採用（再採用）について</li> <li>⑥ 試験実施における災害時等への対応について</li> <li>⑦ 臨時・非常勤職員の任用に係る人事委員会の関与について</li> <li>⑧ 動画やSNSを利用した広報活動等について</li> <li>⑨ 採用試験受験申込における電子申請の活用状況について</li> <li>⑩ 情報公開の対応について</li> </ol>

- ⑪ 福祉職の採用について
- ⑫ 公益法人等への職員派遣について
- ⑬ 適性検査の取扱いについて

(3) 全国人事委員会事務局長会議（総務省主催）

会 議 名	開催日・開催地	議 題 等
事務局長会議	30. 8.22 (東京都)	1 当面の人事管理行政及び勤務条件等の諸問題について 2 給与及び定員の諸問題について 3 人事院の勧告及び意見の申出について 4 地方公務員の労働安全衛生について

# 令和元年度事務局職員名簿

電話 (総務) 017-734-9825  
 (任用) 017-734-9829  
 (給与) 017-734-9830  
 (審査) 017-734-9826  
 F A X 017-734-8242

グループ名	職 名	氏 名	備 考
	事 務 局 長	工 藤 弘 道	
	職 員 課 長	川 村 康 昭	
総務・任用 グループ	副 参 事	森 田 誠	(グループマネージャー)
	主 幹	古 川 香 織	(サブマネージャー)
	主 査	嘉 山 友 子	(総務)
	主 査	相 馬 智 司	(任用)
	主 事	堀 川 良 隆	(任用)
給与・審査 グループ	副 参 事	棟 方 寿 久	(グループマネージャー)
	総 括 主 幹	鶴 谷 卓 司	(サブマネージャー)
	総 括 主 幹	佐々木 克 剛	(サブマネージャー)
	主 査	油 野 陽 子	(審査)
	主 事	向 山 友 里 子	(給与)
	主 事	石 井 秀 平	(給与)
	主 事	小笠原 裕 章	(給与)